

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税に関する事務は、業者が提供しているシステムにより運営され、そのシステムの管理はサービス提供事業者が行っているため、サービス提供事業者における個人情報管理体制を確認する。

評価実施機関名

南国市長

公表日

令和4年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)第442条の2の規定に基づき、車両台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報は次の事務で取り扱う。 ・原動機付自転車、小型特殊自動車等の車両情報、課税情報等の登録・廃車及び台帳の管理 ・軽2輪・3輪・4輪等の車両情報等の課税登録・廃車(全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所からの情報提供) ・賦課決定 ・納税通知書の出力 ・減免に関する業務 ・納税証明書、標識交付証明書、廃車受付書等各種証明書の発行 ・軽自動車税課税情報の照会、収集
③システムの名称	軽自動車税システム 収納管理システム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第1の第16 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号、別表第2の第27 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条 (情報提供) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-8501 高知県南国市大埴甲2301番地 南国市役所 税務課 TEL 088-880-6554(直通)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒783-8501
高知県南国市大涌甲2301番地
南国市役所 総務課
TEL 088-880-6551(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 川村 英嗣	②所属長 課長 山田 恭輔	事後	人事異動後
平成29年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成29年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 山田 恭輔	②所属長 課長 高野 正和	事後	人事異動後
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成29年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成30年4月1日時点	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	新規項目への記載
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	課長 高野正和	課長	事後	項目の変更
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 平成31年4月1日時点	いつ時点の計測か 令和2年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和2年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新